

佐伯市建築物等における市産木材の利用の促進に関する基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、建築物等における市産木材の利用の促進の意義、建築物等における市産木材の利用の促進のための施策に関する基本事項、佐伯市が整備する建築物等における市産木材の利用の目標、建築用木材（法第2条第4項に規定する建築用木材をいう。）の利用の促進に関し必要な事項を定める。なお、本基本方針における市産木材とは、佐伯市内の森林から産出された原木を製材した木材とする。

第2 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

森林は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び市民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。そうした中で、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、国産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めたりするなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面

やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材である C L T（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで地域材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における地域材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

1 の建築物における地域材の利用の促進の意義及び法第 3 条に規定する基本理念を踏まえ、市、事業者、市民は、以下のとおり建築物における地域材の利用の促進に取り組むものとする。

（1）地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

① 市による取組

市は、法第 5 条に規定する市の責務を踏まえ、市内の公共建築物における地域材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における地域材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、整備する公共建築物における地域材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における地域材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

加えて、市は県との連携を緊密にすることにより、例えば公共建築物を整備しようとするときや建築物における地域材の利用を促進しようとするときは、県から地域材の調達について県内の情報や地域材の利用に関する専門的な知見を提供してもらう等、地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

② 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本基本方針及び国方針又は市町村方針を踏まえ、法第 6 条の規定に基づき、その事業活動に関

して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は市の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

例えば、建築物を整備する事業者にあつては、建築物における地域材利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する公共建築物において積極的に地域材を利用するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者その他の地域材の生産又は供給に携わる者、建築物における地域材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した高品質で安価な地域材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、地域材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

③ 市民による取組

市民は、法第 7 条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

国、県、市、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は、（１）の各主体の取組の実施に当たり、法第 10 条に規定する建築物における木材利用の促進に関する基本方針及び本基本方針等に基づき、法第 8 条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と適正な森林整備の両立

建築物における地域材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と地域材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、県又は市が講ずる関連施策に協力しつつ、法第 6 条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において地域材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、「大分県グリーン購入推進方針（平成 14 年 4 月 1 日施行）」に基づく環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

(4) 市民の理解の醸成

建築物における地域材の利用を広く、効果的に促進するためには市民の理解の醸成が不可欠であることから、市は、建築物における地域材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの市民の理解が得られ、木材利用促進が市民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

（注）この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第 3 公共建築物等における市産木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第 13 条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における地域材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、C L T や木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、ライフサイクル・アセスメント（L C A）等を活用し、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、E S G 投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価の在り方の検討、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究及びその成果の発信等に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

市は、法第 14 条にのっとり、地域材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

（1）建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における地域材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるか、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

4 公共建築物における地域材の利用の促進

(1) 地域材の利用を促進すべき公共建築物

地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、その代表的な建築物を別表 1 に例示する。

(2) 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物については、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として地域材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く市民一般の利用に供するものであることから、地域材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの市民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、国、県及び市が、その整備する公共建築物において、率先して C L T や木質耐火部材等を含む地域材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について市民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して地域材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における地域材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

① 建築材料としての地域材の利用の促進

(3) の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進

する。

② 建築材料以外の地域材の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成 12 年の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用することなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。また、中大規模建築物においても木造化する事例が増えてきている。

しかしながら、中大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もあることから、更なる技術的な知見の蓄積を進めることとしている。

公共建築物の整備においては、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1) の地域材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、留置場等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の

当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

5 地域材の利用の促進の啓発と市民運動

県及び市は、関係団体と連携し、市民の目に触れる機会の多い公共建築物における地域材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、地域材の利用の効果について積極的に市民への普及啓発を行う。

建築物における地域材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、特に、法第9条に規定する木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において、経済界を含む事業者関連団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施することに努めることで、市民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。また、法第31条の規定にのっとり、地域材を活用した優良な施設に対して表彰を実施する等、地域材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うように努めるものとする。

第4 佐伯市が整備する公共建築物等における市産木材の利用の目標

佐伯市は、法令の規定等により木材が使用できない場合、構造、耐久性など技術的に木材の使用が困難である場合、その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合を除き、以下により市産木材の利用の推進を図るものとする。

1 木造化の推進

整備する公共建築物のうち、第3の4の（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。

2 内装等の木質化の推進

別表2に掲げる公共建築物の特に木質化を重点的に推進する箇所における内装等の木質化を推進するものとする。

3 その他地域材の利用の推進

木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。加えて、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第5 公共土木工事における地域材の利用の促進

佐伯市は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では木材又は木製品を用いた工種・工法を検討し、地域材の積極的な利用に努めるものとする。

第6 各部局における取組

各部局においては、本基本方針を踏まえ、所管に属する公共建築物等に求められる機能、各部局長が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、木造化、内装木質化等の取組を推進するものとする。

第7 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物における地域材の利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物における地域材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった構造的特性にも対応した長尺・大断面の木材や、合法伐採木材等並びにCLT及び木質耐火部材等の建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、地域材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

また、県及び市は、これら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

第8 公共建築物の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している地域材を使用する等の設計上の工夫や効率的な地域材の調達等によって、建設コスト等の適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることや、劣化対策による長寿命化を含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや地域

材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、地域材の利用に努めるものとする。

また、備品や消耗品についても、購入コストや、地域材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

さらに、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する。

附則 この方針は、平成24年4月1日から適用する。

附則 この改正は、令和4年11月11日から適用する。

別表 1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

市が整備する公共の用又は公用に供する建築物	広く佐伯市民の利用に供される社会教育・体育施設(図書館、体育館、公民館など)、保健・衛生施設(病院、診療所など)、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設など)、教育・研修施設(幼稚園、小学校、中学校など)、行政施設(庁舎、消防署など)、住宅施設(公営住宅など)、その他の施設(観光施設など)
市以外の者が整備する公共の用又は公用に供する建築物	広く佐伯市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設など)、病院・診療所、運動施設(体育館等)、社会教育施設(図書館等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)

別表 2 内装等の木質化を重点的に推進する施設

	特に木質化を重点的に推進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
社会教育・体育施設(図書館、体育館、公民館など)	ホール ロビー 廊下 会議室	展示室、資料室、図書館研修室、講堂、アリーナ、宿泊室、食堂等
保健・衛生施設(病院など)		待合室等
社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設など)		リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室等
教育・研修施設(幼稚園、小学校、中学校など)		教室、職員室、体育館、図書室、保健室等
行政施設(庁舎、消防署など)		事務室、会議室、応接室等
住宅施設(公営住宅など)		各住戸内の玄関、居室等
その他の施設(保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など)		上記に準じた箇所